

原 第 175 号

平成 28 年 6 月 17 日

鳥 取 県 知 事 様  
(危機管理局原子力安全対策課)

島根県知事 溝 口 善 兵 衛  
(防災部原子力安全対策課)

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく  
意見について (照会)

本県の原子力行政につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 4 月 28 日に中国電力(株)から、原子力規制委員会に島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請並びに島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備 (3 系統目) の設置に係る設置変更許可申請を提出するに当たって、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第 6 条に基づき、事前了解願いの提出がありました。

これに関して、県議会をはじめ、県の安全対策協議会、原子力安全顧問会議などの意見を踏まえ、県の取扱方針を別添のとおりとしました。

つきましては、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき、貴殿のご意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。